

## 香川県条例第6号

### 香川県医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例

香川県医学生修学資金貸付条例（平成19年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例</u>	<u>香川県医学生修学資金貸付条例</u>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、医師の不足する医療機関等において将来医師としての業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者<u>又は業務に従事している者</u>に対し、医学生修学資金（以下「修学資金」という。）<u>又は専門医研修資金</u>（以下「研修資金」という。）（以下「修学資金等」という。）を貸し付けることにより、県内における必要な医師の確保を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、医師の不足する医療機関等において将来医師としての業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に対し、医学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内における必要な医師の確保を図ることを目的とする。</p>
<p>(修学資金等の貸付け)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(修学資金の貸付け)</p> <p>第2条 知事は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学する者であって、将来、県内の医療機関等（知事が指定するものに限る。以下「指定医療機関等」という。）において業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸し付けるものとする。</p>
<p>2 知事は、県内において規則で定める診療科（以下「特定診療科」という。）に係る専門研修（臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を修了した医師の専門性を高めるための研修をいう。以下同じ。）を受けている者であって、将来、県内の医療機関（知事が指定するものに限る。以下「指定専門医療機関」という。）において特定診療科に係る業務に従事しようとする者に対し、研修資金を貸し付けるものとする。ただし、修学資金等の貸付けを受けた者については、この限りでない。</p>	
<p>(修学資金等の額及び貸付期間)</p>	<p>(修学資金の額及び貸付期間)</p>

第3条 修学資金等の額は、規則で定める。

2 略

3 研修資金を貸し付ける期間は、次条第2項の規定による貸付けの契約に定められた月から専門研修を修了する日の属する月までの間（3年を上限とする。）とする。

（貸付けの申込み及び契約）

第4条 修学資金等の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の申込みを受けたときは、必要な事項を審査した後、修学資金等を貸し付ける旨の契約を結ぶことができる。

（連帯保証人）

第5条 修学資金等の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金等の貸付けを受けた者と連帯して修学資金等の返還の債務を負担するものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第6条 知事は、修学資金を貸し付ける旨の契約を締結した者（次項において「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

（1）～（3） 略

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が同日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、研修資金を貸し付ける旨の契約を締結した者（次項において「研修医」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

（1）特定診療科に係る専門研修を中止したとき。

第3条 修学資金の額は、規則で定める。

2 修学資金を貸し付ける期間は、次条第2項の規定による貸付けの契約に定められた月から大学の医学を履修する課程を修了する日の属する月までの間（正規の修学期間を上限とする。）とする。

（貸付けの申込み及び契約）

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の申込みを受けたときは、必要な事項を審査した後、修学資金を貸し付ける旨の契約を結ぶことができる。

（連帯保証人）

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して修学資金の返還の債務を負担するものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第6条 知事は、第4条第2項の契約を締結した者（次項において「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

（1）～（3） 略

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

- (2) 研修資金の貸付けを受けることを辞退したとき。  
(3) 前2号に掲げるもののほか、研修資金を貸し付けることが適当でないと認められるとき。

4 知事は、研修医が特定診療科に係る専門研修を中断したときは、中断した日の属する月の翌月分から、専門研修を再開した日の属する月の分まで研修資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた研修資金があるときは、その研修資金は、当該研修医が同日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(返還の債務の免除)

第7条 略

(1) 医師の免許取得後直ちに臨床研修を開始し、これを修了した後、引き続き、9年を限度として貸付期間に応じて規則で定める期間、指定医療機関等において業務に従事したとき。

(2) 略

2 知事は、研修資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、研修資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 特定診療科に係る専門研修を修了した後、引き続き、5年を限度として貸付期間に応じて規則で定める期間、指定専門医療機関の特定診療科において業務に従事したとき。

(2) 前項第2号に該当するとき。

3 前2項に規定する場合を除くほか、知事は、修学資金等の貸付けを受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、修学資金等の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金の額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数（次条の規定により返還債務の履行の猶予を受けたときは、当該猶予を受けた期間を除く。次項において同じ。）に応じ、貸付けを受

(返還の債務の免除)

第7条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 医師の免許取得後直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を開始し、これを修了した後、引き続き、9年を限度として貸付期間に応じて規則で定める期間、指定医療機関等において業務に従事したとき。

(2) 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

2 前項に規定する場合を除くほか、知事は、修学資金の貸付けを受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金の額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数（次条の規定により返還債務の履行の猶予を受けたときは、当該猶予を受けた期間を除く。）に応じ、貸付けを受けた修学資金の額に

けた修学資金の額につき年10パーセントの割合で計算した額との合計額を、知事の定める日までに一括して返還しなければならない。

(1)～(5) 略

2 研修資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた研修資金の額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、貸付けを受けた研修資金の額につき年10パーセントの割合で計算した額との合計額を、知事の定める日までに一括して返還しなければならない。

(1) 第6条第3項の規定により研修資金を貸し付ける旨の契約が解除されたとき。

(2) 専門研修修了後、引き続き、規則で定める期間、指定専門医療機関の特定診療科において業務に従事しなかったとき。

(3) その他研修資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(返還債務の履行猶予)

第9条 知事は、修学資金等の貸付けを受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により返還すべき額（前条第1項又は第2項に規定する合計額をいう。以下同じ。）を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、当該返還すべき額の返還債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

第10条 修学資金等の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく、返還すべき額を返還期日（第8条第1項又は第2項に規定する知事の定める日をいう。）までに返還しなかったときは、当該返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じ、返還すべき額につき当該返還期日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 第8条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

つき年10パーセントの割合で計算した額との合計額（以下「返還すべき額」という。）を、知事の定める日（以下「返還期日」という。）までに一括して返還しなければならない。

(1)～(5) 略

2 前項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(返還債務の履行猶予)

第9条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により返還すべき額を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、当該返還すべき額の返還債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく、返還すべき額を返還期日までに返還しなかったときは、当該返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 第8条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成31年3月30日までに改正前の第8条第1項に規定する返還期日が到来した場合における延滞利息の利率については、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(香川県大学生等奨学金貸付条例の一部改正)
- 3 香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付けの対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号）、 香川県獣医学生修学資金貸付条例（平成4年香川県条例第1号）若しくは<u>香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例</u>（平成19年香川県条例第4号）による修学資金の貸付け又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金の貸付けを受けていないこと。</p>	<p>(貸付けの対象者)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けの対象となる者は、次に掲げる要件を備える者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号）、 香川県獣医学生修学資金貸付条例（平成4年香川県条例第1号）若しくは<u>香川県医学生修学資金貸付条例</u>（平成19年香川県条例第4号）による修学資金の貸付け又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金の貸付けを受けていないこと。</p>